

第3期中期目標期間業務実績及び平成30年度業務実績のポイント

令和元年6月

独立行政法人日本学生支援機構

目 次

中期目標・計画の項目及び評定（一覧）	2
評価のポイント	5
事業別のポイント	
1. 奨学金事業	
· I .2.(1) 奨学金貸与の的確な実施状況	7
· I .2.(2) 給付型奨学金事業の実施状況	8
· I .2.(4) 当年度分回収率 /総回収率	9
· I .2.(4) 要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合の削減率	10
· I .2.(4) 個人信用情報機関の活用状況	11
· I .2.(4) 所得連動返還型奨学金制度の実施状況	12
· I .2.(5) 情報提供等の実施状況	13
2. 留学生支援事業	
· I .3.(1) 日本留学試験の応募者数	15
· I .3.(1) 日本語教育センターの卒業予定者の満足度	16
· I .3.(2) 東京国際交流館における収支の改善状況 / 兵庫国際交流会館における収支の改善状況	17
· I .3.(5) 日本人留学生に対する学資金支給に係る実施状況（海外留学支援制度）	18
" (官民協働海外留学支援制度：トビタテ！留学JAPAN)	19
3. 学生活支援事業	
· I .4.(2) 障害のある学生等の支援に係る事業の実施状況	21
4. その他	
· I .5.(2) 寄附金事業の実施状況	23
· III.(1) 収入の確保等	24
· II.1.(1) 一般管理費削減の進捗状況 /業務経費削減の進捗状況	25
· II.3.(3) 個人情報保護の徹底に係る実施状況	26

中期目標・計画の項目及び評定の一覧 (1/3)

(文部科学大臣による年度評価・中期目標期間評価の評定。平成30年度及び期間評価についてはJASSO自己評価。)

項目	評価指標	文部科学大臣評価					自己評価		項目	評価指標	文部科学大臣評価					自己評価				
		年度評価			中期目標期間評価							年度評価			中期目標期間評価					
		H26	H27	H28	H29	H30	見込評価	期間評価			H30	期間評価	H26	H27	H28	H29	H30	見込評価	期間評価	
全体の評価					B	B	B	B	B											
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためるべき措置																				
1 共通的事項																				
(1) 透明性及び公平性の確保					B	B														
運営評議会の実施状況			B	B			B	B		B	B									
外部評価の実施状況			B	B					B		B									
(2) 広報・広聴の充実					B	B														
広報活動の実施状況			B	B			B			B	B									
広聴活動の実施状況			B	B					B		B									
(3) 学生支援に関する調査・分析・研究の実施					B	B														
学生支援に関する調査・分析・研究の実施状況			B	B			B			B	B									
(4) 情報セキュリティ対策の実施					B	B														
情報セキュリティ対策の実施状況			B	B			B			B	B									
2 奨学金貸与事業																				
(1) 奨学金貸与の的確な実施					B	B	A	B		B		B								
奨学金貸与の的確な実施状況			B	B					B		B									
(2) 給付型奨学金事業の実施								B		B		B								
給付型奨学金事業の実施状況								B		B										
(3) 適格認定の実施					B	B		B		B										
適格認定の実施状況			B	B					B		B									
(4) 収還金の回収促進					B	B														
①返還金回収状況の把握と分析					回収状況の把握・分析等の実施状況					B	B			B						
②回収の取組					当年度分回収率					A	A			A						
					要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合の削減率					C	B			C						
					総回収率					A	A			A						
					リレー口座の加入徹底及び返還相談に係る取組状況					B	B			B						
					初期延滞における督促の実施状況					B	B			B						
					中長期延滞における督促の実施状況					B	B			B						
					法的処理の実施状況					B	B			B						
					延滞者の実態調査の実施状況					B	B			B						
					住所調査の実施状況					B	B			B						
					個人信用情報機関の活用状況					B	C									
3 留学生支援事業																				
(1) 日本への留学前の学生に対する支援					B	B														
①日本留学に関する情報提供等の充実					日本留学に関する情報提供の実施状況					B	B									
②日本留学試験の適切な実施					日本留学試験の実施状況					B	B									
③日本語教育センターにおける教育の実施					年間応募者数					B	B									
					収支改善に係る検討状況					B	B									
					質の高い教育の実践状況					B	B									
					留学生受入れに係る取組状況					B	B									
					卒業予定者の満足度					A	B									
(2) 外国人留学生に対する在学中の支援					B	B														
①外国人留学生に対する学資金支給に係る実施状況					B	B														
②外国人留学生に対する宿舎の支援等					国際交流会館の売却に向けた取組状況及び運営状況					B	B									
					東京国際交流館における収支の改善状況					B	C									
					兵庫国際交流会館における収支の改善状況					C	B									
					東京国際交流館、兵庫国際交流会館における国際交流拠点としての活用に係る実施状況					B	B									
					留学生借り上げ宿舎支援事業の実施状況					B	B									
③外国人留学生等の交流推進					国際交流事業の実施状況					B	B									

中期目標・計画の項目及び評定の一覧 (2/3)

項目	評価指標	文部科学大臣評価						自己評価		H31実施自己評価	
		年度評価			中期目標期間評価						
		H26	H27	H28	H29	H30	見込評価	期間評価	H30		
(3) 外国人留学生に対する卒業・修了後の支援	B B										
①外国人留学生に対する就職支援	B B	B	B			B	B				
②外国人留学生に対するフォローアップ	B B						B				
(4) 日本人留学生の海外留学に関する情報提供等の充実	B B	B	B		B						
海外留学に関する情報提供の実施状況	B B						B B				
(5) 日本人留学生に対する学資金の支給	B B										
日本人留学生に対する学資金支給に係る実施状況	B B	B	B		B		B				
(6) 日本人留学生に対する留学前後の支援	B B				B						
日本人留学生に対する留学前・留学後の研修等の実施状況	B B	B	B		B		B B				
4 学生生活支援事業											
(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の方針の実施状況	B B										
学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の実施状況	B B	B	B		B		B B				
(2) 障害のある学生等に対する支援の充実	B B										
障害のある学生の修学支援に関する実態調査・分析等の充実のための取組状況	B B	B	B		B		B B				
障害のある学生等の支援に係る事業の実施状況	B B						B B				
(3) キャリア・就職支援の実施	B B	B	B		B						
キャリア・就職支援の実施状況	B B						B B				
5 その他の附帯業務											
(1) 高校生等に対する学資金貸与事業への協力	B B										
高校奖学金事業の円滑な実施のための協力状況	B B	B	B		B		B B				
(2) 寄附金事業の実施	B B	B	A		B						
寄附金事業の実施状況	B B						B B				
II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためのべき措置											
1 業務の効率化											
(1) 一般管理費等の削減	B B										
一般管理費（人件費、公租公課及び土地借料を除く。）削減の進捗状況	A A						B B				
業務経費（人件費、奖学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）削減の進捗状況	A A	B	B		B		A A				
奖学金貸与業務における事業規模の推移を踏まえた費用の効率化の状況	B B						B B				

項目	評価指標	文部科学大臣評価						H31実施自己評価	
		年度評価			中期目標期間評価				
		H26	H27	H28	H29	H30	見込評価	期間評価	H30
	政府の方針等を踏まえた総人件費の見直し及び給与水準の適正化に係る実施状況	B	B	B	B		B		B B
(2) 外部委託等の推進	B B		B	B			B		
外部委託の実施状況	B B						B B		B B
(3) 契約の適正化	B B		B	B			B		B B
契約の適正化に係る実施状況	B B						B B		B B
(4) 情報システムの活用	B B		B	B			B		
業務効率化に資する情報システムの運用状況	B B						B B		B B
2 組織の効果的な機能発揮									
組織改善の状況	B B	B	B	B	B		B		B B
3 内部統制・ガバナンスの強化									
(1) 事業の確実な実施	B B		B	B			B		
ガバナンス確保の状況	B B						B B		B B
(2) 監査の実施	B B		B	B			B		
内部監査の実施状況	B B						B B		B B
(3) コンプライアンスの推進	B B		B	B			B B		
コンプライアンス職員研修の実施状況	B B						B B		B B
個人情報保護の徹底に係る実施状況	C C		C	C			C C		C C
情報公開の実施状況	B B						B B		B B
III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画									
(1) 収入の確保等	B B		B	B			B		
収入の確保等の状況	B B						A B		
(2) 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施	B B		B	B			B		
適切な債権管理及び貸倒引当金計上に係る実施状況	B B						B B		B B
(3) 予算	B B		B	B			B		
予算の執行状況	B B						B B		B B
(4) 収支計画	B B		B	B			B		
計画と実績の対比	B B						B B		B B
(5) 資金計画	B B		B	B			B		
計画と実績の対比	B B						B B		B B

中期目標・計画の項目及び評定の一覧 (3/3)

項目	評価指標	文部科学大臣評価					H31実施 自己評価	
		年度評価						
		H26	H27	H28	H29	H30		
IV 短期借入金の限度額								
	短期借入金の調達状況	B	B	B	B	B	B	B
V 独立行政法人通則法第三十条第二項第四号で定める不要								
	国際交流会館の売却に向けた取組状況及び売却による収入の国庫納付等手続きの取組状況	B	B	B	B	B	B	B
VI 独立行政法人通則法第三十条第二項第五号で定める重要な財								
	職員宿舎の処分に係る実施状況	-	-	B	B	B	-	B
VII 剰余金の使途								
	剰余金の活用状況	-	-	-	-	-	-	-
VIII その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項								
1 施設及び設備に関する計画	B	B	B	B	B	B	B	B
	施設及び設備の整備に係る実施状況	B	B					
2 人事に関する計画								
(1) 方針	B	B	B	B	B	B	B	B
	人材の確保、適正配置、育成のための取組状況	B	B					
(2) 人事に係る指標	B	B						
	業務量に応じた適正な人員配置の実施状況	B	B					
3 中期目標の期間を超える債務負担								
	※中期目標期間を超える債務負担はないため割愛。	/	/	/	/	/	/	/
4 積立金の使途	-	-	-	-	-	-	-	-
	積立金の利用状況	-	-					

各項目の評定基準は、「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準」（平成27年6月30日文部科学大臣決定）を踏まえ、以下のとおりとする。

S : 中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A : 中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上とする。）。

B : 中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上120%未満）。

C : 中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。

D : 中期計画における所期の目標を下回っており、抜本的な改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満）。

評価のポイント

以下の観点からポイントとなる項目（計20）を抽出し、次頁以降に事業別に整理。

【ポイント1】今期の評価でB以外の評定を付したことがある項目

- A I .2.(1) 【奨 学】**奨学金貸与の的確な実施状況** (p .7)
I .2.(4).② 【奨 学】**当年度分回収率** (p .9)
I .2.(4).② 【奨 学】**総回収率** (p .9)
I .3.(1).② 【留 学】**日本留学試験の応募者数** (p .15)
I .3.(1).③ 【留 学】**日本語教育センターの卒業予定者の満足度** (p .16)
I .5.(2) 【その他】**寄附金事業の実施状況** (p .23)
II .1.(1) 【その他】**一般管理費削減の進捗状況** (p .25)
II .1.(1) 【その他】**業務経費削減の進捗状況** (p .25)
III.(1) 【その他】**収入の確保等** (p .24)
- C I .2.(4).② 【奨 学】**要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となつた債権数の割合の削減率** (p .10)
I .2.(4).② 【奨 学】**個人信用情報機関の活用状況** (p .11)
I .3.(2).② 【留 学】**東京国際交流館における収支の改善状況** (p .17)
I .3.(2).② 【留 学】**兵庫国際交流会館における収支の改善状況** (p .17)
II .3.(3) 【その他】**個人情報保護の徹底に係る実施状況** (p .26)

【ポイント2】今期に法令・制度の新設があった主な項目

- I .2.(2) 【奨 学】**給付型奨学金事業の実施状況** (平成29年度～) (p .8)
- I .2.(4).⑤ 【奨 学】**所得連動返還型奨学金制度の実施状況** (平成29年度～) (p .12)
- I .2.(5) 【奨 学】**情報提供等の実施状況** (スカラシップ・アドバイザー派遣事業:平成29年度～) (p .13)
- I .3.(5) 【留 学】**日本人留学生に対する学資金支給に係る実施状況** (海外留学支援制度(学部学位取得型):平成29年度～) (p .18)
- I .3.(5) 【留 学】 " 【トビタテ！留学JAPAN:平成26年度～】 (p .19)
- I .4.(2) 【学 生】**障害のある学生等の支援に係る事業の実施状況** (障害者差別解消法の施行:平成28年度～) (p .21)

1. 奨学金事業

I.2.(1) 奨学金貸与の的確な実施

I.2.(2) 給付型奨学金事業の実施状況

◎第3期中期目標

- ・ 真に支援を必要とする者に貸与が行われるよう、奨学生に関する家計調査等を行い、調査で得られたデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ収入基準の見直しを図る。
- ・ また、貸与基準の見直しに際しては、貸与額が高額となる奨学金の併用貸与者が、修学を行う上で真に必要な額の貸与となるよう、貸与基準の細分化及び貸与上限額の引下げについて検討するとともに、より厳格な審査を行うものとする。

平成29年度までの主な取組

■基準の見直し等

- 収入基準等の見直し：より経済的困窮度の高い者へ重点的に貸与できるよう以下について見直しを実施
 - ・ 大学等第一種奨学金の収入基準額、特別控除（就学者控除額）の見直し（平成28年度採用者より適用）
 - ・ 紙与所得控除額の見直し、母子・父子・多子世帯に係る控除額の見直し（平成29年度採用者より適用）
- 第一種奨学金の成績基準の実質的撤廃（平成29年度在学採用及び平成30年度予約採用者より適用）
- 第一種奨学金の適格者全員に対する貸与の実施（平成29年度在学採用及び平成30年度予約採用者より適用）

■貸与額の適正化に向けた取組

- 貸与月額の新設と制限：真に必要な額を貸与するとともに、貸与額の適正化を図るため貸与月額に関して見直しを実施
 - ・ 【第一種】選択できる貸与月額を追加。家計支持者の年収が一定額以上の場合の貸与月額を制限（平成30年度入学者より適用）
 - ・ 【第二種】2万円から12万円まで1万円単位で選択できるように貸与月額を追加（平成30年度以降、貸与中の者を含む第二種奨学金の希望者に適用）
- 奨学生に対する貸与の適正性確保（平成28年度採用者より適用）
 - ・ 奨学金の借り過ぎ防止策として、第二種奨学金における貸与期間の制限や併用貸与者のうち第二種奨学金の最高月額希望者に対する指導等を実施

平成30年度の主な取組

- 健康に関する基準の撤廃（平成30年度在学採用及び平成31年度予約採用者より適用）
- マイナンバーの活用（平成31年度貸与型奨学金及び給付型奨学金の予約採用申込より適用）

申請手続きの負担軽減及び公正・厳格な審査の実現を図るために、マイナンバーを活用して
奨学金の審査に必要な収入に関する情報を収集した。

日本学生支援機構の奨学金申込みに
マイナンバーが必要になります！
(平成31年4月に進学・進級を予定している人から)



■自己評価（案） H30 [B] 期間 [B]

中期目標で指示された基準の見直し等を確実に行い、「真に支援を必要とする者への貸与」及び「修学を行う上で真に必要な額の貸与」を推進した。また、平成30年度からは、マイナンバーを活用した採用を実施し、厳格な審査を実施した。

I.2.(1) 奨学金貸与の的確な実施

I.2.(2) 給付型奨学金事業の実施状況 (H29年度追加)

文部科学大臣評価 ※H28年度は「奨学金貸与の的確な実施」においてA評定

H26 [-] H27 [-] H28 [-] H29 [B] 見込 [B]

◎第3期中期目標 <平成29年度追加>

意欲と能力がありながら、経済的理由により進学等を断念せざるを得ない者の進学を後押しするため、平成29年度から給付型奨学金事業を開始し、給付奨学生の募集、選考、学資の支給等に係る体制を構築し、事業を適切かつ確実に実施する。また、制度を安定的に運用し、学生等への支援を確実に実施するため、学資支給基金を造成するとともに区分経理を行い、適切に管理する。

■ 給付奨学金の採用状況

(単位：人)

	平成29年度 先行実施	平成30年度 本格実施
大学（学部） 短期大学	1,867	13,918
高等専門学校	6	91
専修学校 (専門課程)	630	4,640
合計	2,503	18,649

■ 平成30年度の主な取組

○ 平成31年度採用候補者の決定

平成31年度進学予定者について、21,205人の採用候補者を決定

○ 専用コールセンターの開設

給付型奨学金専用のコールセンター（平成30年5月～12月）とマイナンバー提出専用のコールセンター（平成30年5月～）を開設

○ 教育費負担軽減に向けた政府における検討への協力

給付奨学金の大幅拡充など、政府における高等教育段階の教育費負担軽減に向けた検討に協力

■ 自己評価（案） H30 [B] 期間 [B]

29年度の先行実施を経て、30年度から本格的に事業を実施した。また、平成31年度採用候補者の採用に際しては、マイナンバーを活用した選考を実施し、申請に係る負担軽減及び構成・厳格な審査を実現した他、専用のコールセンターも開設するなど、申請者からの問い合わせへの対応も充実を図った。

○ 在籍報告及び適格認定

年2回（7月及び10月）の在籍報告と適格認定について処理要綱を定め、適切な実施について大学等に依頼

給付奨学金に係る適格認定の処置状況

(単位：件)

区分	平成29年度実績 (2,470件中)	平成30年度実績 (20,615件中)
廃止 (学業成績不振者等) 【返還必要】	8 (0.3%)	137 (0.7%)
廃止 (学業成績不振者等) 【返還不要】	6 (0.2%)	176 (0.9%)
停止 (学業成績不振者等)	26 (1.1%)	279 (1.4%)
警告 (学修評価が劣る者)	84 (3.4%)	889 (4.3%)
合計	124 (5.0%)	1,481 (7.2%)

○ 平成29年度適格認定に係る実態調査の実施

適格認定により「警告」と認定した全件（84件52校）の中に、本来「廃止」若しくは「停止」と認定すべき者がいないか調査し、その結果、不適切な認定事例は0件だった。調査結果はとりまとめて奨学金事務担当者ホームページで公表（平成31年3月）

I.2.(4) ②当年度回収率

I.2.(4) ②要返還債権数に占める当該年度新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合の削減率

I.2.(4) ②総回収率

H26 [A] H27 [A]

H26 [C] H27 [B]

H26 [A] H27 [A]

H28 [B] H29 [B] 見込 [B]

◎第3期中期目標：返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保

- 今中期目標期間中の**当年度分の回収率を中期目標期間中に96%とする。**
- 要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合を、前中期目標期間最終年度における割合と比較し中期目標期間中に20%以上改善する。
- 総回収率を中期目標期間中に83%以上**にする。

外部有識者等で構成される「債権管理・回収等検証委員会」からの提言等を踏まえ、大学等とも連携し、在学中の指導を含めた返還意識の涵養、延滞初期における督促や回収委託等により、返還金の確実な回収に取り組んでいる。

当年度回収率（当該年度に返還期日が到来する債権の回収率）（単位：百万円）

区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
要回収額	507,056	542,460	579,290	615,539	649,036
回収額	488,633	524,504	560,984	596,891	629,438
回収率	96.4%	96.7%	96.8%	97.0%	97.0%
新規返還者の要回収額	23,979	24,573	24,610	24,529	24,285
新規返還者の回収額	23,306	23,932	23,948	23,882	23,628
新規返還者の回収率	97.2%	97.4%	97.3%	97.4%	97.3%

総回収率（当該年度に返還されるべき債権の回収率）（単位：百万円）

区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
要回収額	590,929	626,171	661,277	696,507	729,195
回収額	501,100	538,172	574,655	611,092	643,713
回収率	84.8%	85.9%	86.9%	87.7%	88.3%

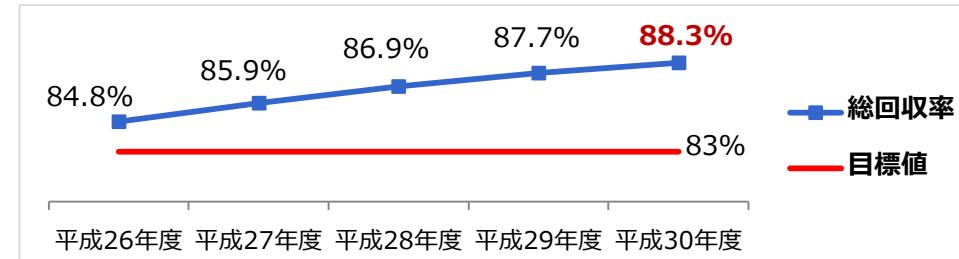
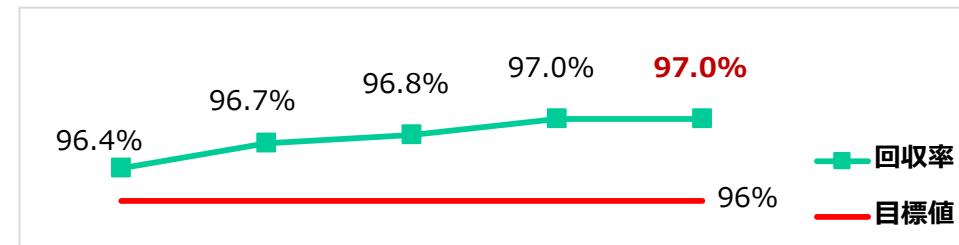
■自己評価（案）

当年度回収率：H30 [A] 期間 [A]

新規3ヶ月延滞：H30 [C] 期間 [C]

総回収率：H30 [A] 期間 [A]

外部有識者等の提言を踏まえた取組により、回収率は年々改善し、中期目標で示された数値を大幅に上回る結果となった。



I.2.(4) ②当年度回収率

H26 [A] H27 [A]

I.2.(4) ②要返還債権数に占める当該年度新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合の削減率

H26 [C] H27 [B]

H28 [B] H29 [B] 見込 [B]

I.2.(4) ②総回収率

H26 [A] H27 [A]

◎第3期中期目標：返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保

- 今中期目標期間中の当年度分の回収率を中期目標期間中に96%とする。
- 要返還債権数に占める当該年度新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合**を、前中期目標期間最終年度における割合と比較し中期目標期間中に**20%以上改善**する。
- 総回収率を中期目標期間中に83%以上にする。

新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権の状況

	H25 *基準	H26	H27	H28	H29	H30
要返還債権数(A)	3,788,801件	3,998,668件	4,191,181件	4,359,961件	4,525,691件	4,664,774件
新規3ヶ月以上延滞債権数(B)	34,890件	35,031件	33,846件	36,956件	39,775件	43,213件
割合(B/A)	0.921%	0.876%	0.808%	0.848%	0.879%	0.926%
B/Aの対H25削減率	計画	この数値を20%削減	6.02%	10.40%	14.28%	17.19%
	実績		4.89%	12.27%	7.93%	4.56% ▲0.54%
評定	-	C	B	C	C	(D)

新規以外も含む、3ヶ月以上延滞債権全体の状況

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
要返還債権数(A)	3,788,801件	3,998,668件	4,191,181件	4,359,961件	4,525,691件	4,664,774件
3ヶ月以上延滞債権数(C)	201,064件	185,544件	175,482件	171,014件	166,577件	166,028件
割合(C/A)	5.307%	4.640%	4.187%	3.922%	3.681%	3.559%
C/Aの対H25削減率	-	12.57%	21.10%	26.10%	30.64%	32.94%

□H30評定基準
S : A評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果
A : 24.00%以上
B : 20.00%以上
24.00%未満
C : 16.00%以上
20.00%未満
D : 16.00%未満

当該債権の要返還債権に占める割合(B/A)は0.9%程度と小さく、施策の効果が現れにくい面はあるものの、外部有識者等で構成される「債権管理・回収等検証委員会」の提言等を踏まえ、積極的に策を講じている。

例えば、平成27年度から、SMSを用いた督促や注意喚起の働きかけを開始した。

- 平成27年度は、「口座未加入者に対する口座加入督促」(9,374件)、「減額返還・返還期限猶予の期間満了者への返還期限猶予制度の案内」(2,889件) 計12,263件を送信。

- 平成28・29年度は、「退学又は廃止による終了者への入金依頼」を加えるなど、対象を拡大。

- 平成30年度にはさらに、「猶予を申請せず新たに延滞2ヶ月となった者への振替日前の入金督促」(5,820件)、「猶予期間が終了し、返還が開始する者への注意喚起等」(9,293件) も加え46,286件を送信。

(平成27年度比約3.8倍)

■自己評価（案）

当年度回収率 : H30 [A] 期間 [A]

新規3ヶ月延滞 : H30 [C] 期間 [C]

総回収率 : H30 [A] 期間 [A]

平成30年度における当該指標の削減率は▲0.54%となり、形式的にはD評定となるが、新たな施策も積極的に講じ、新規以外を含む3ヶ月以上延滞債権全体については、回収率が年々向上し、32.94%の改善が実現しているため、「返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保する」との中期目標の趣旨からいえば、「抜本的な改善を要すること」を指すD評定とすることは適当ではないと考えられる。

I.2.(4)②個人信用情報機関の活用状況

◎第3期中期計画

延滞者の多重債務を防止するため、個人信用情報機関を活用する。

JASSOでは、返還開始から6か月経過後に**延滞が3か月以上となった場合、当該情報を個人信用情報機関に登録し、延滞者の多重債務化を防止**している。（一度登録されると、返還状況は毎月更新され、延滞を解消すると「延滞解消」という情報に更新される。）

※ 個人信用情報機関とは、会員（銀行等）から消費者の個人信用情報（消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報）を収集・蓄積し、会員からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関。

個人信用情報機関への登録状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録件数	17,279件	20,350件	21,242件	25,288件	26,687件

※1 各年度中に新たに個人信用情報機関に登録した債権の数。

※2 個人信用情報機関への登録は、その旨を同意したもののみが対象。JASSOでは、平成21年度に貸与を受けた者から書面による同意を必須とした。登録件数の増加は、主として母数となる同意書の提出数が増えていることによる。

平成27年度には、以下の事案が発生し、C評定を受けた。

個人信用情報機関に登録された返還者で、月賦・半年賦併用を選択しているもののうち、679件（638人）について、システムの不具合により登録された入金情報に誤りがあることが発覚

⇒ 平成27年度の対応：危機管理対策本部の設置、該当者への謝罪・説明、報道発表、誤登録した情報の訂正、システムの修正、再発防止策の策定 等

再発防止策の徹底（平成28年度～）

- 全件精査：個人信用情報機関に登録されたデータと機構が保有するデータの全件精査を行い、正確性を確保
- システム開発における品質管理の強化：機構内に「品質管理室」を設置し、システムの品質管理プロセスを強化
 - 制度変更等によるシステム改修に当たり、個人信用情報データ作成プログラムへの影響を調査
 - プログラムの改修が必要になった場合には、各工程において検証を行い品質を担保
- 登録前チェックの強化：正確性確保のため、個人信用情報機関へのデータ登録前に、返還業務部門により奨学金業務システムで処理したデータの照合を実施

■自己評価 H30 [B] 期間 [B]

延滞者の多重債務化を防止する観点から必要な情報を個人信用情報機関に適切に登録するとともに、平成27年度に生じた事案については再発を防止している。

I.2.(4)⑤所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた実施状況

文部科学大臣評価

H26-27は細目で評価

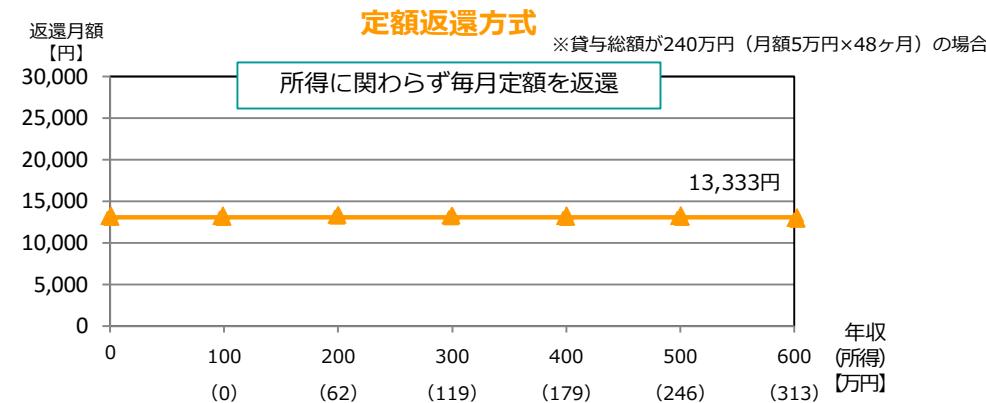
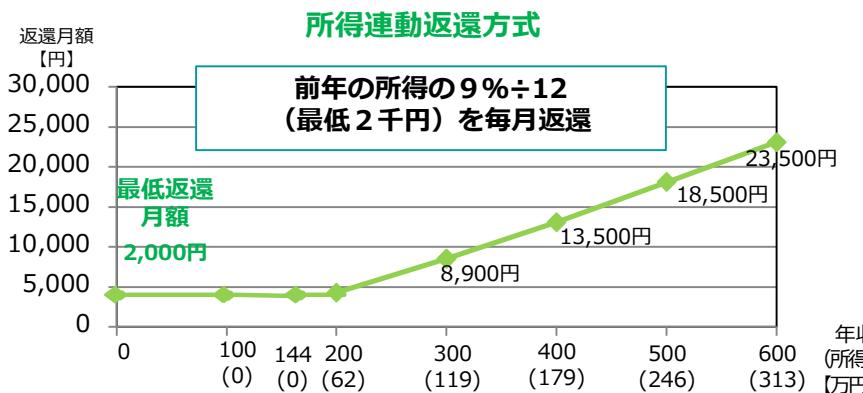
H28以降は小項目(4)全体での評価

H26 [B] H27 [B] H28 [B] H29 [B] 見込 [B]

◎第3期中期目標

所得の捕捉が可能となることを前提に、奨学金の返還額が所得に連動する柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた準備を行うとともに、適切な実施を期する。

平成29年度より、第一種奨学金採用者について従来の定額返還方式との選択制として制度を開始



※所得連動返還方式においては、毎年度の所得を確実に捕捉するため、個人番号（マイナンバー）の提出が必須。また、保証制度は機関保証の選択が必須

■第一種奨学金採用者における保証制度の選択状況

選択内容	H29		H30	
	件数	選択率	件数	選択率
所得連動返還方式選択者	27,838	15.7%	30,652	15.6%
機関保証選択者	27,838	100.0%	30,652	100.0%
定額返還方式選択者	150,522	84.3%	166,632	84.4%
機関保証選択者	47,764	31.7%	60,560	36.3%
人の保証選択者	102,758	68.3%	106,072	63.7%

■参考) 返還方式の選択に関するアンケート調査の結果 (平成30年4-6月実施)

(定額返還方式を選択した理由) 回答が多い順に5つ

- 所得に左右されず一定の返還月額で返還したかったから
- 親や高校の先生などから定額返還方式を勧められたから
- 所得連動返還方式を選択した場合、所得が増えたときに返還月額が大きくなると思ったから
- 貸与終了後、自分の収入状況等を踏まえた上で所得連動返還方式を選択するか判断したかったから
- 所得連動返還方式は機関保証（保証料を支払う）の選択が必須だったから

■自己評価 H30 [B] 期間 [B]

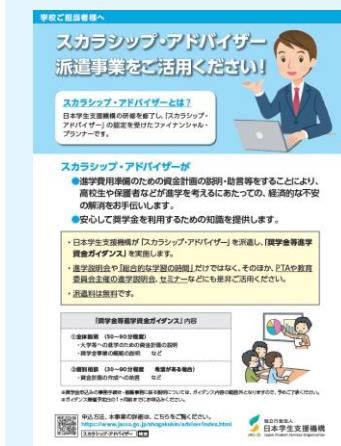
奨学金の返還方式について、従来の定額返還方式に加えて所得連動返還方式を導入し、学生等の自由な選択の下、適切に実施している。

◎第3期中期目標

奨学生の申込、貸与、支給及び返還に関する情報提供を、ホームページ等を活用し積極的かつわかりやすく行う。

ホームページの充実を図り、平成30年度には7,690万件（うち奨学生コーナー5,863万件：76.3%）のアクセス（過去最高。26年度の111.0%増）。さらに、**平成29年度より「スカラシップ・アドバイザー派遣事業」を開始**し、生徒や保護者、教員等に対して直接、説明・助言を実施。

■スカラシップアドバイザー派遣事業（平成29年度～）



全国の高等学校等、PTA、教育委員会等からの派遣申込に応じ、養成した「スカラシップ・アドバイザー」を無償で派遣し、奨学生等や、その利用を含めた進学費用準備のための資金計画の説明・助言を実施。

① 養成プログラムの実施

養成プログラム（研修）を実施し、修了者に認定書を交付。

平成29年度：全国10地区16会場で開催、認定者2,596人 / 平成30年度：全国7地区7会場で開催、認定者400人

② スカラシップ・アドバイザーの派遣

平成29年10月より申込受付を開始し、同年12月より先行派遣、平成30年1月より全国派遣。

平成29年度内派遣件数：181件 / 平成30年度内派遣件数：597件

③ 派遣拡大に向けた取組

- 対象の全高等学校等に向けて、スカラシップ・アドバイザー事業利用にかかるアンケートの送付を行ない、事業の再周知に併せて学校側のニーズについて調査（平成29年度）
- 大学等のオープンキャンパス等に来訪する高校生等やその保護者を対象としたガイダンスを実施（平成30年度）**

■その他の主な情報提供の取組

◆「進学資金シミュレーター」の公開（平成30年度）

高校生や保護者等がWEB上で必要事項を入力することにより、進学のための資金計画を立てる際のシミュレーションを行えるシミュレーター。学生生活費、利用可能な奨学生、給付や貸与の額はどの程度になるのか等を簡単に調べることが可能

◆高校等教員向け冊子「進学マナー・ハンドブック」の配布（平成29年度～）

◆奨学生ガイダンスDVD「奨学生を希望する皆さんへ/奨学生となった皆さんへ」の更新・配布（平成29年度～）

◆Youtube動画「そうだったのか！奨学生」等の配信（平成29年度～）

◆奨学生事業への誤解を解くデータ・ファクト集「奨学生事業への理解を深めていただくために」の作成（平成28年度～）



■自己評価 H30 [B] 期間 [B]

ホームページだけでなく、YouTubeなど学生・生徒等にとって身近な媒体も新たに活用するとともに、スカラシップ・アドバイザー派遣事業では、直接説明・助言を行なうなど、わかりやすい情報提供に努めた。また、「進学資金シミュレーター」を公開し、進学前の資金計画づくりに役に立つ情報を提供した。

2. 留学生支援事業

I.3.(1) 日本留学試験の応募者数

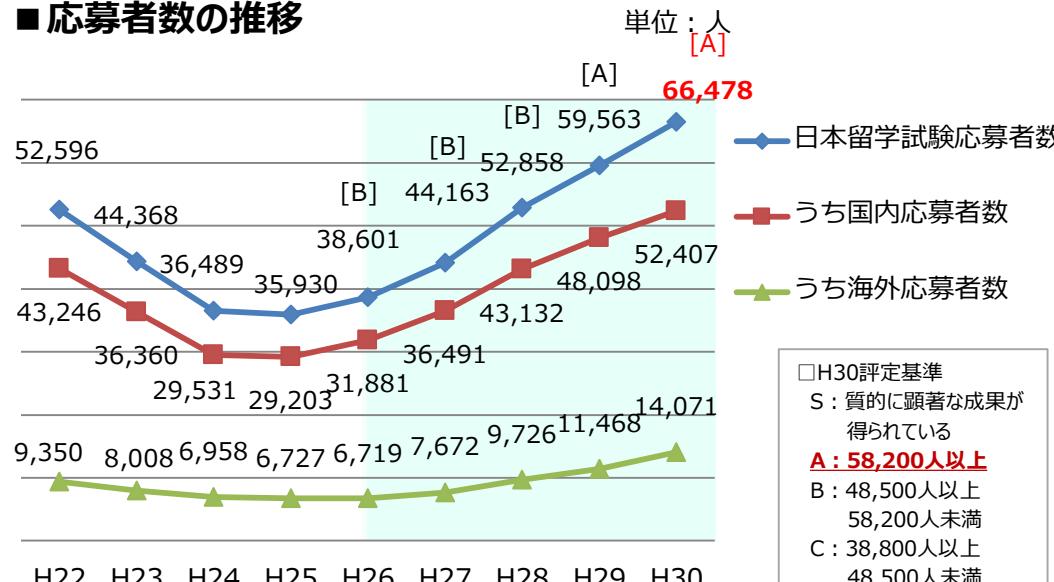
◎第3期中期目標

海外の社会情勢の変化や、国内外の災害や大規模な事故、日本における外国人の入国管理行政の変更等がない限り、

中期目標期間における応募者数の合計が、前中期目標期間における応募者数の合計（219,393人）を上回ること

平成30年度第2回からは、**タイのチェンマイ**で新たに試験を実施した。また、平成30年度より「日本留学試験オンライン申請・受験者総合管理システム」の運用を開始するなど、利便性を向上させ、応募者数増加と試験の利用拡大を進めている。

■応募者数の推移



■応募者増加のための取組

【国内】

- 日本語教育機関や大学・専門学校等への利用促進のための広報実施 (参考)日本留学試験(EJU)の利用校数推移 各年度末現在

区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
利用校	708校	715校	743校	776校	824校
渡日前入学許可実施校	131校	133校	143校	164校	181校

- 試験利用者（応募者・受験者・利用校等）の利便性を向上させ、試験利用の拡大を図ること等を目的に開発した「日本留学試験オンライン申請・受験者総合管理システム」の運用開始（平成30年度の試験より）

【海外】

- 海外事務所や日本留学フェア等における広報（※H29.3にベトナム事務所開設）
- SNSによる最新情報の発信
- 試験実施都市の追加（平成30年度第2回試験より、タイ・チェンマイでも実施。計14か国・18都市での実施に）

第3期の累計は261,663人となり、目標219,394人を大幅に上回った（前期比：19.3%増）

■自己評価 H30 [A] 期間 [B]

国内外における広報やオンライン申請による利便性向上、新都市での実施等、応募者の増加に向けて積極的に取り組んだ結果、目標を大きく上回る結果となった。

◎第3期中期計画

卒業予定者に教育内容等に係る満足度に関する調査を行い、回答者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにする。

日本語教育センター卒業予定者の満足度

(単位：%)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	5年平均
東京	満足度	97.5	97.1	95.3	97.9	94.3	96.42
	回収率	97.2	95.8	99.4	96.1	99.4	
大阪	満足度	98.1	93.0	98.2	98.3	100.0	97.52
	回収率	93.2	97.4	96.7	98.3	97.2	

□H30評定基準
 S : 質的に顕著な成果が得られている
A : 96%以上
 B : 80%以上
 96%未満
 C : 64%以上
 80%未満
 D : 64%未満



※ 日本語教育センターに対する満足度を「満足」「やや満足」「やや不満足」「不満足」

の4段階で調査。「満足度」は、「満足」「やや満足」を合算した数値

平成30年度は「どちらでもない」を加えた5段階評価も試行。

満足度は東京90.8% 大阪100%

アンケート調査では、全体的な満足度だけでなく、**科目や教材、教師、課外活動、進路指導、学習環境、生活サポート等個別項目（10項目）**に関する満足度調査も実施し、その結果も踏まえ、例えば、基礎科目に関しては、担当教員とのミーティングや学生との面談等を行い、より適切なクラス編成を行ったり、学力が不十分な学生に対しては個別に補習授業を行った。また、進路指導や生活に係るサポートについても、個別指導や面接等を積極的に実施するといった改善策を講じるなど、多様なニーズに応じたきめ細かい教育を行った。

■自己評価 H30 [B] 期間 [A]

過去のアンケート調査の結果も踏まえ、学生等のニーズに応じたきめ細やかで質の高い教育及び生活支援を提供した結果、東京、大阪ともに目標値（80%）を大きく上回る肯定的評価を得た。平成30年度には、試行的に5段階評価で調査を試行し、高い満足度が確認できた。

2.留学生支援事業

I.3.(2)②外国人留学生に対する宿舎の支援等

東京国際交流館・兵庫国際交流会館における収支の改善状況

文部科学大臣評価

H26-27は細目で評価
H28以降は小項目(2)全体での評価

東京 : H26 [B] H27 [C]

兵庫 : H26 [C] H27 [B]

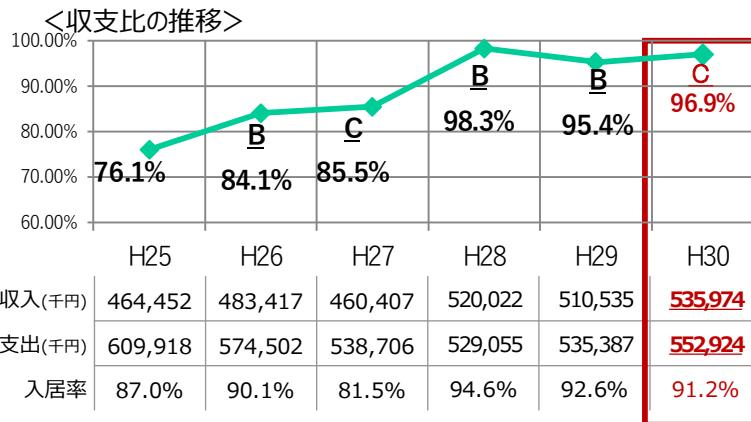
H28 [B] H29 [B] 見込 [B]

◎第3期中期目標

東京国際交流館、兵庫国際交流会館については、**収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用する。**

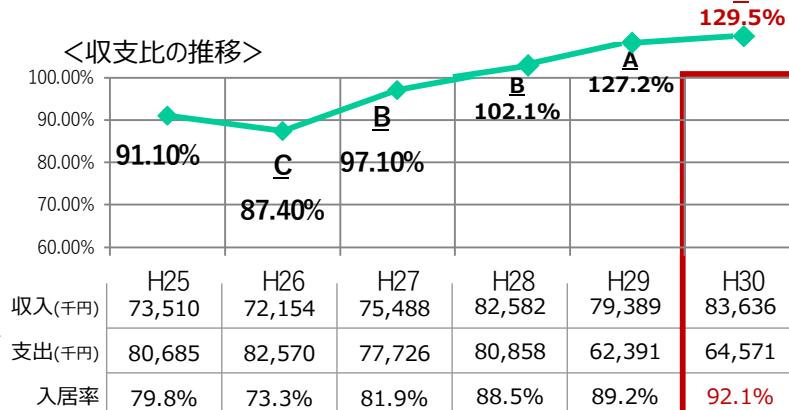
30年度は、東京、兵庫ともに入居率が90%を超え、兵庫については計画を大きく達成することができた。東京においては屋上スペースを有償で貸し出すなど、収入確保にも努め、昨年度よりは1.5ポイントの改善がみられたものの、施設の老朽化に伴う居室内装工事など運営・維持に不可欠な修繕が想定外に増えたことから100%までの改善には至らなかった。

■東京国際交流館の収支改善



収入は平成25年度から約15.4%増やすことができたが、竣工から18年が経過した施設の老朽化による修繕費の増により収支比100%の達成はかなわなかった。

■兵庫国際交流会館の収支改善



□ H30評定基準
S : 質的に顕著な成果が得られている
A : 収支比120.0%以上
B : 収支比 100.0%以上
120.0%未満
C : 収支比 80.0%以上
100.0%未満
D : 収支比 80.0%未満

国際交流の拠点として、両館では、国際シンポジウム、講演会「国際塾」、交流研究発表会、地域住民等との交流等を積極的に実施。



講演会「国際塾」の開催例



交流研究発表会のポスターセッション風景



オリンピック・パラリンピック活動への協力



兵庫国際交流会館における国際交流拠点推進事業の企画例

■自己評価

東京 : H30 [C] 期間 [C]
兵庫 : H30 [A] 期間 [A]

東京では収支比は目標を達成できなかったものの、東京・兵庫とも、収支改善のための取組を積極的に推進するとともに、多様な取組により国際交流拠点としての活用も図っている。

◎第3期中期目標

大学間交流協定等に基づく短期留学や大学間コンソーシアムによる交流を行う日本人留学生及び諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生に対して、学資金を支給する。

日本人学生の海外留学を促進するとともに、安心して海外で学業に励むことができるよう、**海外留学支援制度**を設け、奨学金を支給。

1.海外留学支援制度（協定派遣）

大学間交流協定に基づき、8日以上1年以内の期間、諸外国に派遣される学生に対し、奨学金を支給。

- ・奨学金月額 100,000円、80,000円、70,000円、60,000円の何れか（留学先の地域・都市により決定）
- ・平成30年度から、新たに一定の家計基準を満たす者に対して渡航支援金（160,000円）を支給
- ・採用実績 平成30年度：新規17,630人・継続3,007人

2.海外留学支援制度（大学院学位取得型）

海外の大学で修士又は博士の学位を取得するために留学する学生に対し、奨学金等を支給。

- ・奨学金月額 148,000円、118,000円、104,000円、89,000円の何れか（留学先の地域・都市により決定）
- ・授業料（上限250万円）を支給
- ・採用実績 平成30年度：新規88人・継続174人 平成31年度（予定）：新規95人・継続157人

3.海外留学支援制度（学部学位取得型）平成29年度～

海外の大学で学士の学位を取得するために留学する学生に対し、奨学金等を支給。

- ・奨学金月額 118,000円、88,000円、74,000円、59,000円の何れか（留学先の地域・都市により決定）
- ・授業料（上限250万円）を支給

採用実績 (単位：人)

	H29	H30	H31
応募者	55	110	149
新規採用者	33	45	45
継続支援者	-	33	未確定

H31年度採用者の主な留学先

国	大学	国	大学
アメリカ	マサチューセッツ工科大学	英国	キングス・カレッジ・ロンドン
	ジョージア工科大学		
オーストラリア	オーストラリア国立大学	オランダ	ライデン大学
	メルボルン大学		

■自己評価 H30 [B] 期間 [B]

平成29年度に学部での学位取得をめざす留学を支援する制度を創設し、円滑に制度を実施したほか、平成30年度からは、協定派遣において新たに一定の家計基準を満たす者に対して渡航支援金を支給するなど、日本人留学生に対し適切に奨学金等を支給した。

日本人留学生数の推移（単位：人）



2.留学生支援事業

I.3.(5)日本人留学生に対する学資金支給に係る実施状況 (トビタテ！留学JAPAN)

文部科学大臣評価

H26 [B] H27 [B] H28 [B] H29 [B] 見込 [B]

◎第3期中期計画

- ・官民が協力した新たな仕組みにより、経済的負担を軽減するための学資金を支給し、**日本人留学生の海外留学を促進**する。
- ・民間企業等からの寄付金を募り、計画的に運営する。

平成26年度より民間企業等からの寄附金をもとに、**官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～**を実施。日本代表プログラム**大学生等コース**・日本代表プログラム**高校生コース**・日本代表プログラム**地域人材コース**の3コースで募集・選考を実施。

■募集・採用の状況

(単位：人)

		H26	H27	H28	H29	H30	累計
大学生等	申請者	1,700	2,074	3,220	3,275	3,505	13,774
	採用者	323	660	950	1,115	1,092	4,140
高校生	申請者	–	514	2,058	1,904	2,108	6,584
	採用者	–	303	511	501	538	1,853

※地域人材コースの採用数は、大学生等か高校生のいずれかに含まれている。

■留学体験発表会及び留学成果報告会

平成30年度からは、新たに全国7地域で「留学体験発表会」を実施。

また、第4回目となる「留学成果報告会」は、全国から選抜された21人（高校生10人・大学生11人）を集めて、文部科学省内で2月に開催。帰国した派遣学生が留学を通じて得た成果や失敗などの経験について、プレゼンテーションを行い、最優秀賞と優秀賞に選ばれた者に対して表彰を行った。



■今後の方向性

2020年以降の「トビタテ」のあり方について文部科学省と連携して検討。

■自己評価 H30 [B] 期間 [B]

寄附金の獲得や広報活動にも努めつつ、日本代表プログラムの各コースについて、適切に募集・採用、奨学金等の支給、事前・事後研修の実施等を行った。また、従来東京のみで開催していた「留学成果報告会」の方針を変更し、平成30年度には地方の学生にも参加しやすくなるよう、新たに全国7地域で「留学体験発表会」を実施した。

■グローバル人材育成コミュニティに係る寄附金受入状況

	H26	H27	H28	H29	H30	累計
件数（件）	140	149	166	207	549	1,211
金額（百万円）	2,398	1,816	1,490	1,436	1,689	8,829

○ 従来からの企業訪問に加え、平成29年度からは個人寄附等の受け入れ促進にも積極的に取り組んでいる。

・オンライン寄附システム（平成29年度11月～）

トビタテのHPから、クレジットカードで寄附ができるシステムを導入。毎月（マンスリー）や年に2回など選択可能で、平成30年度は寄附件数が大幅に増加。

・寄附型自動販売機（平成30年12月～）

飲料の売上的一部分が寄附される仕組みのチャリティ型の自動販売機を導入し、設置を促進。

導入例：法政大学、東京海洋大学、近畿大学



3. 学生生活支援事業

I.4.(2)障害のある学生等の支援に係る事業の実施状況

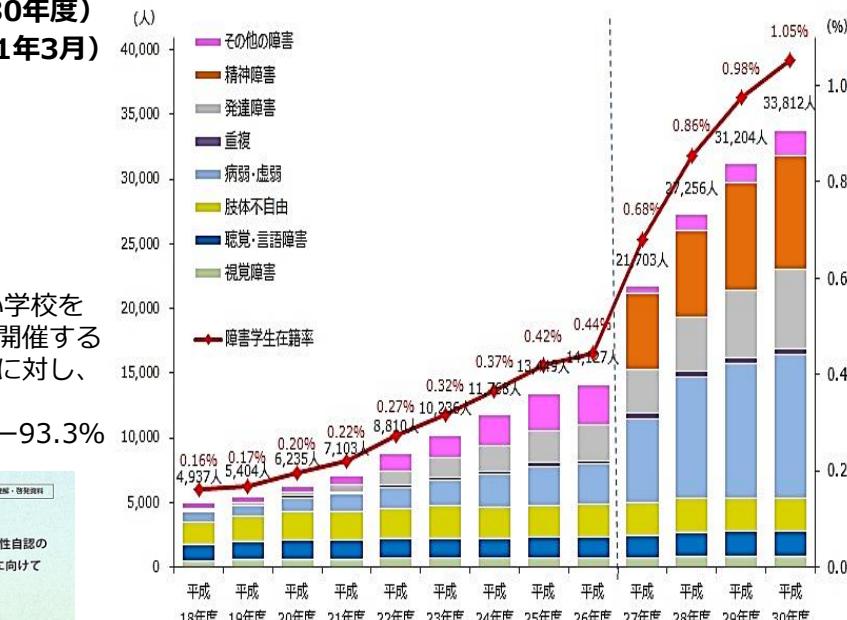
◎第3期中期目標

障害のある学生等、固有のニーズのある学生の支援に資するための情報の収集・分析・提供を行うとともに、障害学生支援の体制整備の促進や、先進的な事例の収集・分析・提供等を図る。

障害者差別解消法の施行に伴う障害学生支援の理解促進・普及啓発に係る主な事業

- 「障害学生支援理解・啓発セミナー」の開催（毎年度、H30年度より目的と名称を変更）
- 「障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集」ウェブコラムの全10回配信・配布（H30年度）
- 「合理的配慮ハンドブック～障害のある学生を支援する教職員のために～」の市販（H31年3月）

障害のある学生の数・在籍率の推移



実務者育成等に係る主な事業

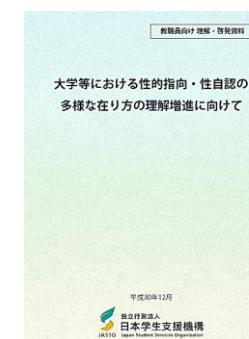
- 「障害学生支援実務者育成研修会 基礎プログラム/応用プログラム」の開催（毎年度）
- 「障害学生支援専門テーマ別セミナー」（H30年度より目的と名称を変更）
- 「心の問題と成長支援ワークショップ」の開催（毎年度）

※研修、セミナー等の開催に当たっては、障害学生が在籍しない学校や思うように取組が進まない学校を主対象としたセミナーを開催し層の底上げを図ったほか、基礎・応用とレベル分けした研修会を開催するなど、障害学生支援体制を整えるための取組を積極的に実施した。また、参加した大学教職員等に対し、満足度を含めたアンケートを実施し、開催報告としてHPで公表。

<満足度（H30年度平均）の例> 障害学生支援理解・啓発セミナー96.8% 専門テーマ別セミナー93.3%

調査・分析に係る事業／その他

- 「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」（毎年度）
- 「大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて」の作成・公表（H30年12月）



■自己評価 H30 [B] 期間 [B]

「障害者差別解消法」の合理的配慮規定の施行等を踏まえ、大学等における好事例を始めとする情報の収集・分析・提供、研修・セミナーの開催など、障害のある学生等の支援に資する取組を実施した。さらに30年度においては、性的志向・性自認の多様な在り方に関する教職員向け資料を作成・公表した。

※1 平成27年度調査から、これまで「その他」に分類されていたため明示されていなかった障害・疾患名について具体的に例示する見直しを行ったことにより、人数・在籍率が急増している。

※2 H27・28年度の調査報告書につき一部数値を訂正・公表（H30.7）

4. その他

I.5.(2)寄附金事業の実施状況

◎第3期中期目標

- ・学生等の支援に資する寄附金事業を適切に実施する。

■寄附金事業の状況

○JASSO優秀学生顕彰（平成17年度～）

経済的理由により修学に困難がありつつも、優れた業績を挙げた学生を顕彰し、さらなる活躍を激励

平成30年度は42名を顕彰

○JASSO支援金（平成26年度～）

自然災害等により居住する住居に半壊以上等の被害を受けた学生・留学生に支援金（一人10万円）を支給

平成30年度は、西日本豪雨等の被害を受けた535名の学生・留学生を支援

支援を受けた学生の声（例）→

○JASSOリサーチ（平成29年度～）

今後の学生支援の推進に資する政策的な調査研究を、公募により選定した若手研究者等に依頼して実施（1件100万円以内）

初回となる平成30年度は8件を採択し、3月に成果発表会を開催。

31年度は新規5・継続2の7件を採択

31年度新規採択テーマ

- ・高校時代の国際経験はその後の海外留学に影響するのか 高大連携による海外留学の現状と課題
- ・戦前戦後の留学生政策史に関する調査研究—国際学友会の留学生受入れ事業を中心として—
- ・アフリカ人留学生を支援する制度・課題に関する国際比較—新興受け入れ国に注目して—
- ・国際学友会日本語学校のカリキュラム分析からみる留学生に対する予備教育の意義とその課題
- ・官民協働海外留学創出プロジェクト（トビタテ）における友人関係ネットワークの成長とコミュニティ構造の可視化研究

■自己評価 H30 [B] 期間 [B]

今期は過去最高額の寄附を受領し（次頁参照）、これをもとに学生支援に資する二つの事業を創設するなど積極的に取り組んだ。

今回、初めて災害にあり怖い思いをしたり使えないなと思いました。物があたり、じを痛めなことが多くありましたから、支援してくれたおかげでいるということが、どんなにじ強く有難いことなのかも口にできました。本当にありがとうございました。

私も将来、していただいたのと同じように誰への支えや力になりたいと思いました。

学校も吉幸めようかと考えていたときに、このような支援を知り、金銭面だけでなく、精神面でも支えられました。

本当にありがとうございます。自分も人と支えられるような人間になりたいと強く思っています。

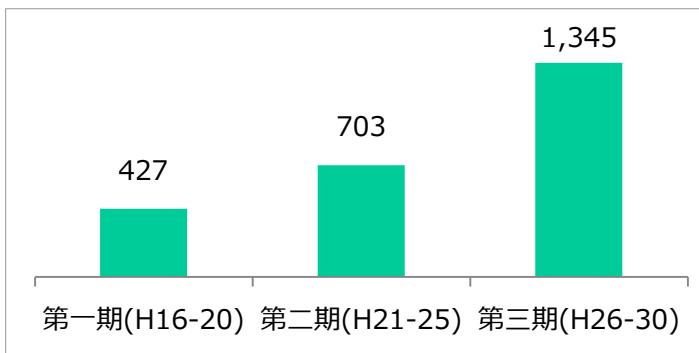
突然の災害に見舞われて、生活スペースを失い、これからどうしていくのか、大学へろんと通えるのかという不安の中、この支援金のことを知りました。この支援金のおかげでこれからのことを考えることができます。本当にありがとうございます。

Ⅲ (1) 収入の確保等

◎第3期中期目標

- ・寄附金等の外部資金や自己収入の確保（中略）に努める。<Ⅲ (1) 収入の確保等>

■学生支援寄附金の獲得状況



※トピタテ！留学JAPAN（H26～）に係る寄附を除く

寄附金獲得に向けた広報やシステム整備等を積極的に進め
第三期には過去最高額の寄附を受領
これをもとに二つの新たな寄附金事業を創設（前頁参照）

■財投機関債発行体格付の状況

区分	H26	H27	H28	H29	H30
日本格付研究所 (JCR)	AA+	AA+	AA+	AAA	AAA
格付投資情報セン ター (R&I)	AA	AA	AA	AA	AA

■自己評価 H30 [A] 期間 [B]

学生支援寄附金について、寄附金獲得に向けた広報やシステム整備等を積極的に進め、第三期には過去最高額の寄附を受領した。

また、奨学金貸与事業の財源の一部として発行している日本学生支援債券について、平成30年9月より、国内公募債としては初となる、国内の社会課題に対応する「ソーシャルボンド」として発行するなど、「ESG」「SDGs」を重視する国際的潮流に従って収入の確保を図った。

■国内公募債として初となる、国内の社会課題に対応した「ソーシャルボンド」の発行（H30年9月～）

本機構が発行している日本学生支援債券については、平成30年9月発行の第52回債以降、ICMA（国際資本市場協会）が定義する「ソーシャルボンド原則」に適合する旨、世界有数のESG評価機関であるヴィジオアイリス（Vigeo Eiris）からセカンドオピニオンを取得している。

国内の社会課題に対応する「ソーシャルボンド」の発行は、国内公募債としては初めてである。

また、本機構が取得しているセカンドオピニオンには、本機構の発行体としての「ESGパフォーマンス」の評価も含まれる。

※「ソーシャルボンド」とは、ICMAが定めたソーシャルボンド原則に定義された、社会課題の解決に資するプロジェクト（ソーシャルプロジェクト）の資金調達のために発行される債券のことであり、ESG投資の対象となる債権のこと

※「ESGパフォーマンス」とは、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）に関する業績のこと

■「CSR私募債」の発行による寄附（平成30年12月～）

私募債発行金額の0.1%相当額の寄附を、発行体から受けられる寄附先として、本機構が独立行政法人として唯一選ばれた。

（りそな銀行等が実施する「全国版CSR私募債～SDGs推進ファンド～」）

4.その他

II.1.(1)一般管理費（人件費、公租公課及び土地借料を除く。）削減の進捗状況

II.1.(1)業務経費（人件費、奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）削減の進捗状況

文部科学大臣評価

H26 [A] H27 [A]

H26 [A] H27 [A]

H26-27は細目で評価

H28以降は小項目(1)全体での評価

H28 [B] H29 [B] 見込 [B]

◎第3期中期目標

業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）に関しては、平成25年度予算を基準として、中期目標期間中、**16%以上**、業務経費（奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、平成25年度予算を基準として、その**9%以上**を削減する。

一般管理費については、タブレット端末導入によるペーパーレス化や、共用部分の照明オフやパソコンの省電力設定等による光熱費等の削減を進めた。

業務経費については、留学生受入れ促進プログラムなど既存業務の見直し等を図った。

■一般管理費の削減状況

区分	25年度 予算（基準）	26年度 実績	27年度 実績	28年度 実績	29年度 実績	30年度 実績
一般管理費 (千円)	478,000	446,170	336,220	368,949	406,143	398,341
対25年度削減率	—	▲6.7%	▲29.7%	▲22.8%	▲15.0%	▲16.7%

□H30評定基準

- S : 削減率がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている
- A : 3億8,700万円以下（削減率：19.0%以上）
- B : 3億8,700万円超4億200万円以下
(削減率：16.0%以上19.0%未満)
- C : 4億200万円超4億1,700万円以下
(削減率：12.8%以上16.0%未満)
- D : 4億1,700万円超（削減率：12.8%未満）

■業務経費の削減状況

区分	25年度 予算（基準）	26年度 実績	27年度 実績	28年度 実績	29年度 実績	30年度 実績
業務経費 (千円)	8,011,000	6,426,895	5,790,463	5,887,275	6,064,563	6,006,520
対25年度削減率	—	▲19.8%	▲27.7%	▲26.5%	▲24.3%	▲25.0%

□H30評定基準

- S : 削減率がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている
- A : 71億4,600万円以下（削減率：10.8%以上）
- B : 71億4,600万円超72億9,000万円以下
(削減率：9.0%以上10.8%未満)
- C : 72億9,000万円超74億3,400万円以下
(削減率：7.2%以上9.0%未満)
- D : 74億3,400万円超（削減率：7.2%未満）

■自己評価 一般管理費：H30 [B] 期間 [B]

業務経費：H30 [A] 期間 [A]

一般管理費、業務経費ともに、業務の見直しや経費節約等により、平成25年度予算に対し大幅に削減した。

4.その他

II.3.(3)個人情報保護の徹底に係る実施状況

文部科学大臣評価

H26-27は細目で評価

H28・29は小項目(3)全体での評価

H26 [C] H27 [C] H28 [B] H29 [B] 見込 [B]

◎第3期中期目標・中期計画

以下の取組により、コンプライアンスの一層の推進を図る。

- ① コンプライアンス職員研修 ② 個人情報保護の徹底 ③ 情報公開の適正な実施

■個人情報漏えい事案の発生（認知）状況

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
機構職員によるもの	9	22	21	4	7
委託業者によるもの	1	3	6	3	7※
当該者の住所変更未届等に起因するもの	0	6	9	20	16
郵便事故等によるもの	0	6	19	16	6
計	10	37	55	43	36

※うち1件特定個人情報の漏えいを含む。

(参考) JASSOの郵便物発送件数年間約1,200万件

■個人情報保護の徹底に向けた取組

1. 研修の拡充

全役職員を対象とする統一研修・理解度テスト、個人情報を含む文書等の発送件数が多い部署の全職員を対象にしたケーススタディ形式での重点研修、管理者研修、新規採用者研修等

2. 機構内統一ルールの整備

- ・文書発送時の宛先、封入物等のダブルチェックを義務化（平成29年度～）
- ・必要な取組を集約した「個人情報保護8の原則」の制定・ポスター等での周知徹底（平成30年度）→

3. 再発防止の徹底

- ・発生部署の全職員による職場ミーティングを開催し、原因、再発防止策等を議論
- ・事故事例（ヒヤリハット事例を含む）の原因、再発防止策等について、委託先を含め全体で情報を共有・活用
- ・全役員、部長等で構成する「リスク管理委員会」に事故の発生状況や個人情報保護の取組状況等を定期報告
- ・実地検査など委託先に対する管理・監督の徹底

■自己評価 H30 [C] 期間 [C]

個人情報漏えい事案については、総数ではここ3年間減少傾向にあるものの、機構過失による事案は30年度増加した。個人情報の保護に必要な取組を集約した「個人情報保護8の原則」を制定するなど再発防止の徹底に向けた取組を進めている。

機構の過失による事案

個人情報保護8の原則

1. 個人情報の取得は最小限に
個人情報は利用目的の範囲内で取得する。
2. 個人情報の利用は適正に
個人情報は利用目的を明確に定めて、明示する。
3. 個人情報の保管は厳重に
個人情報を改ざんしない。
4. 個人情報の提供は慎重に
個人情報を改ざんしない。
5. 個人情報の送付は確実に
個人情報を改ざんしない。
6. 個人情報の廃棄は厳密して
個人情報を改ざんしない。
7. 事故への対応は迅速に
個人情報を改ざんしない。
8. 個人情報の漏えいは徹底して
個人情報を改ざんしない。

※文部科学省による「個人情報保護8の原則」に基づいています。

【原則の説明】

- ①個人情報の取得は最小限に：個人情報を取得する場合は、必ず最小限の範囲で取得する。
- ②個人情報の利用は適正に：個人情報を利用する場合は、必ず明示して利用目的を定める。
- ③個人情報の保管は厳重に：個人情報を保管する場合は、必ず改ざんしない。
- ④個人情報の提供は慎重に：個人情報を提供する場合は、必ず改ざんしない。
- ⑤個人情報の送付は確実に：個人情報を送付する場合は、必ず改ざんしない。
- ⑥個人情報の廃棄は厳密して：個人情報を廃棄する場合は、必ず改ざんしない。
- ⑦事故への対応は迅速に：個人情報を漏えいした場合は、必ず改ざんしない。
- ⑧個人情報の漏えいは徹底して：個人情報を漏えいした場合は、必ず改ざんしない。

【個人情報保護の8の原則】

- 個人情報を改ざんしない。

【個人情報保護の8の原則】

- 個人情報を改ざんしない。
- 個人情報を改ざんしない。